

審査基準

令和5年4月1日作成

法令名：	個人情報の保護に関する法律
根拠条項：	第93条
処分の概要：	保有個人情報の訂正をする旨の決定又は訂正をしない旨の決定
原権者（委任先）：	東京都公安委員会・警視総監
法令の定め：	個人情報の保護に関する法律 第90条（訂正請求権） 第91条（訂正請求の手續） 第92条（保有個人情報の訂正義務） 第93条（訂正請求に対する措置） 第124条（適用除外等）
審査基準：	判断基準は、法令の定めによるほか、「個人情報の保護に関する法律の適正な運用について（通達乙（総. 文. 個）第70号）」を参照して行うものとする。
標準処理期間：	個人情報の保護に関する法律第94条に規定する期間
申請先：	警視庁情報公開センター及び警察署 （ただし、警察署については、島部警察署を除き、当該警察署が保有する個人情報に係る訂正請求に限る。）
問合せ先：	総務部文書課個人情報保護係 電話 03-3581-4321 内線21522
備考：	